

監査公表第 560 号

平成 19 年 3 月 26 日付けで京都市包括外部監査人から提出があった平成 18 年度の監査の結果に関し、地方自治法第 252 条の 38 第 4 項の規定による意見を決定したので、次のとおり公表します。

平成 19 年 5 月 14 日

| | |
|---------------|---------|
| 京都市監査委員職務執行者 | 青 木 善 男 |
| 同 | 久 保 省 二 |
| 京 都 市 監 査 委 員 | 江 草 哲 史 |
| 同 | 藤 井 昭 |

監査委員の意見（建設局関係）

平成 18 年度の包括外部監査の監査の結果においては、建設局所管の一般会計に係る財務事務の執行について、同一日付で同一の相手方に対する事務用品等の発注・納品を京都市局長等専決規程に規定する専決の額以下である 10 万円以下で複数以上行うのは適切でないとして指摘している。

もとより、随意契約は地方公共団体による契約の例外であり、また、本市においては、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの制定や京都市局長等専決規程等の改正などにより、随意契約の範囲をより明確に限定し、契約の透明性の向上に取り組んできたところであるが、包括外部監査での問題点としている専決の額以下に分割した契約は、一層の透明性を確保するという規程改正等の目的を損なうものであることから、速やかに改められる必要がある。

また、かつてなく厳しい財政状況の下、包括外部監査において指摘している同一日付による分割のみではなく、年間に一定の数量が必要と見込まれる物品等の調達で、価格のみによって相手方を決定できるものについても、競争性が発揮されるべきである。

については、同一種類の物品の調達等について、京都市局長等専決規程等に定める専決の額以下に分割する契約方法を速やかに改めるとともに、年間に必要数量が見込まれるものは、特別の理由があるときを除き、競争性のある契約として取り扱うようにされたい。

（監査事務局第三課）